

資料1

# 大阪府森林整備指針 検討資料

大阪府森林審議会  
第二回 森林整備指針検討部会

# 大阪府森林整備指針の構成(案)

1. はじめに
  2. 森林・林業をとりまく動き
  3. 大阪府の森林・林業の現状
  4. 森林区分の設定
    - (1)大阪府域の森林の現況
    - (2)森林区分の条件の検討
    - (3)森林区分の設定
  5. 森林区分ごとの保育・管理手法
  6. 活用のロードマップ
  7. おわりに
- 7/30の説明事項
- 10/29の議事事項
- 今回の議事事項
- 次回以降の議事事項

# 前回の振り返り

## 森林区分の条件設定についての主な意見

- } 決められた条件で一度オーバーレイした方が良い。
- } 森林経営計画に、条件をあてはめてみたらどうなるのか。また、市民団体が森林保全をやっているエリアを図面に落としたらどうなるか。
- } 常緑広葉樹林はどういう状況なのか、現地確認が何点かで必要。
- } 同じ広葉樹林の中でも、環境保全林となる森林、リスクがあるので府で手を入れる森林、放置する森林の3つに分ける必要がある。「環境保全林」の名称の工夫も。
- } リスク管理という視点から、府域の森林を区分する必要があるのではないか。防災上の危険エリアの抽出をし、反映できないか。

⇒ 典型的なところを1、2か所程度、精度を上げて  
ケーススタディを実施すること。

# 前回は踏まえて行った作業について

## } 3条件を元にオーバーレイを実施(資料2)

- ・条件を満たす区域:全体の17%

3条件の重ね合わせだけでは不十分

## } 森林経営計画(5地区)について、条件あてはめを実施(資料3)

- ・傾斜 $35^{\circ}$ 以下の割合:57~100%

森林経営計画地では、傾斜 $35^{\circ}$ 以下の割合が高かった

- ・褐色森林土の割合:95~100%

- ・既設路網から200mの範囲:20~59%

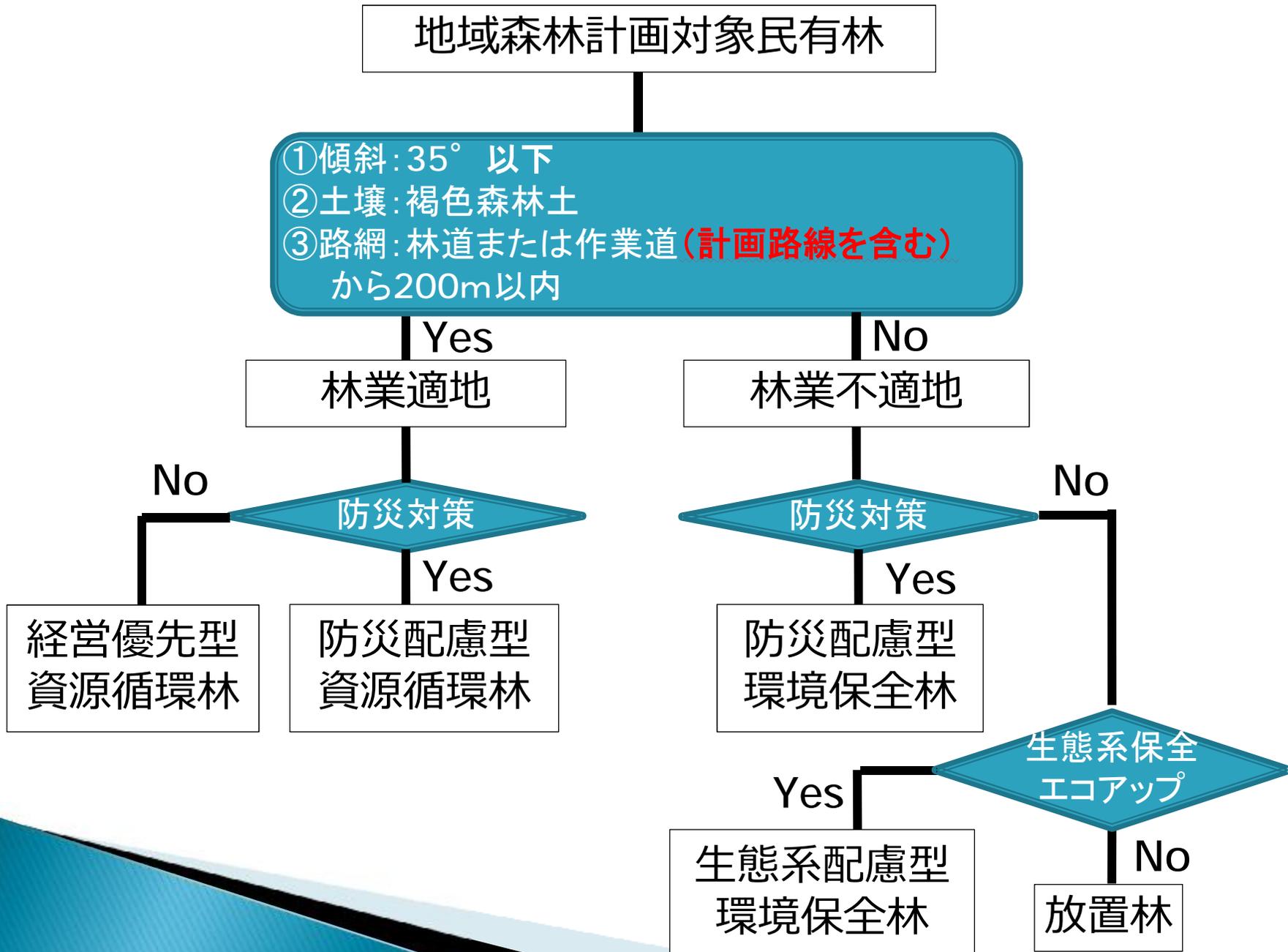
計画路網を含めた路網から200mの範囲:75~98%

既存路網が少なくても、新設することにより搬出が可能に

## } 市民団体の活動エリアを図化(資料4)

## } 常緑広葉樹林の現地調査を16箇所を実施(資料5)

# 4(3)森林区分の条件設定(再検討)



# 条件の詳細について

## } 「防災対策」について

山地災害危険地区のうち、家屋や道路・鉄道などのインフラ、経済活動に支障を及ぼす電線などの施設への被害が想定される箇所

(参考) 山地災害危険地区: ランクA 3,536ha  
(合計5,064ha) ランクB 1,036ha  
ランクC 491ha

## } 「生態系保全・エコアップ」について

自然度が高いエリアや、希少種の生息地、市民活動が行われている箇所

(参考) 市民活動地: 約675ha  
生物多様性ホットスポット: 森林関係25箇所 など

# 5. 森林区分ごとの保育・管理方法

} 4(1)に4(3)の区分を適用し、保育・管理の方法を検討

	林業適地		林業不適地	
	経営優先型 資源循環林	防災配慮型 資源循環林	防災配慮型 環境保全林	生態系配慮型 環境保全林
スギ・ヒノキ 人工林	①人工林施業		⑤針広混交林施業	
落葉広葉樹林	②里山林施業			⑥照葉樹林へ誘導
常緑広葉樹林				
竹林	③管理竹林施業			
マツ林	④管理マツ林施業			
針広混交林	⑤針広混交林施業			
ナラ枯れ被害	危険個所の処理後②			
風倒木被害	危険個所の処理後①②⑤			

※4(3)のうち、「放置林」については、公的関与の必要性が少ないため、保育・管理方法の対象外とする。

## 5①人工林施業

### 【保育・管理方針】

- 人工林の保育・伐採・再造林という林業のサイクルを維持し、木材資源の有効活用を図る。

### 【施業方法】

#### 防災配慮型での施業

- 溪流の中心から一定範囲以内の立木は流木防止のために伐採すると共に、新植は行わない
- 重要なインフラに隣接する箇所は、倒木が影響を及ぼさないよう、施業に配慮する
- 大面積の一斉皆伐は避ける

#### 経営優先型での施業

- 伐採後は確実に植栽し、森林を更新させる

## 5②里山林施業

### 【保育・管理方針】

- } 天然林を維持できるように、適宜間伐を実施
- } 林業適地と一体的に施業できる場合は、資源の有効活用を図る

### 【施業方法】

#### 落葉広葉樹林での施業

- 定期的に更新伐を実施  
(獣害のある地域では、高伐りするなど対策を講じる)
- 外来種や竹は、可能な限り排除する

#### 常緑広葉樹林での施業

- 人為的なくかく乱のため、20～30年に一度モザイク状に伐採し、ギャップによる天然更新を図る
- 外来種や竹は、可能な限り排除する

## 5③管理竹林施業

### 【保育・管理方針】

- } 放置により周囲の森林への侵入・拡大が懸念される箇所において、重点的に拡大防止策を講じる
- } 林業適地と一体的に施業できる場合は、タケノコや竹材など資源を採取できるように、適正な密度管理を行う

### 【施業方法】

#### 拡大防止のための施業

- 面積が小さければ皆伐を行い、樹種転換を図る
- 皆伐できない場合は、竹林の周囲に数メートルの緩衝地帯を設け、拡大しないよう継続して管理を行う
- 継続した管理が見込めない箇所は、トタン波板の埋設など物理的な拡大防止策を講じる

#### 資源採取のための施業

- タケノコや竹材を採取するために、一定密度以下に抑えると共に、若竹を親竹として残し、更新を図る

## 5④管理マツ林施業

### 【保育・管理方針】

- } まとまってマツが生えている箇所は、景観や資源利用のため、可能な限りマツ林として維持する
- } 林業適地と一体的に施業できる場合は、資源の有効活用を図る

### 【施業方法】

#### 景観林としての施業

- 下層植生が繁茂しすぎないように、定期的に除伐を実施

#### 資源採取のための施業

- マツタケ林として整備するには、密度を抑えると共に、腐植層の掻き取り掃除や定期的な灌木の除伐を実施

## 5⑤針広混交林施業

### 【保育・管理方針】

- } 林業適地の針広混交林は維持させる
- } 林業不適地の人工林では、積極的に針広混交林化を図る
- } 林業適地と一体的に施業できる場合は、資源の有効活用を図る

### 【施業方法】

#### 針広混交林への誘導

- モザイク状に1ha未満の皆伐を行い、天然更新(もしくは有用広葉樹の植栽)を実施
- あるいは、強度間伐を行い、地表面の受光を増やすことにより、天然更新(もしくは有用広葉樹の樹下植栽)を実施
- 植栽する場合は、遺伝子のかく乱を防止するため、周辺の山から採取した苗木または種とする

#### 維持のための施業

- 広葉樹の成長を阻害する人工林は伐採

## 5⑥照葉樹林への誘導

### 【保育・管理方針】

- 生態系を保全すべき箇所においては、常緑広葉樹林の質を考慮し、階層構造を持ち、植生種数の多い照葉樹林に誘導する

### 【施業方法】

- アラカシなど単一樹種が優先する単純林であれば、選択的間伐を行い、他の樹種の成長を促す
- 周囲に種子の供給源がない場合は、モザイク状に1ha未満で皆伐した後、地域の潜在的な照葉樹林の樹種を植栽
- 植栽する場合は、遺伝子のかく乱を考慮し、周辺から採取した苗または種とする